

「いしかわ子ども総合条例」の改正について

1 改正理由

人口の自然減が進む中、核家族化の進展や共働き家庭の増加など社会情勢の変化等を踏まえ、今後の少子化対策をより充実強化するため、男性の子育てへの参画の促進に関する規定を設ける等の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 男性の子育てへの参画の促進に関する規定の新設

県は、男性の子育てへの参画の促進に向け、

- ・ 県民及び事業主への意識の啓発その他必要な施策の推進に努めるものとする。
- ・ 保護者である男性に対し、子育てを行うために必要な情報提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(2) マイ保育園の登録促進に関する規定の追加

より多くの在宅育児家庭の育児不安の解消や育児負担の軽減を図るため、市町は、在宅育児家庭に対し、マイ保育園への登録を勧奨するよう努めるものとする。

3 施行日

令和2年4月1日